

秋田藩における近世期史料からみた水利・治水 技術と水環境論

————秋田藩「川口町丁代文書」にみる普請対応を中心として
秋田大学鉱山学部技官 正会員 堀野 一男

A Study on Water Environment Arguments and Characteristics of the
Flood Control Technologies and Water Utilization through Literatures
at the Edo Era in AKITA CLAN

by kazuo Horino

概 要

その時代の河川のあり方を決定するのは、その時代の経済社会であり、それを主体的に担う地域住民のはずである。ところが、河川に投げかけられる諸力の実態は、そこに住む地域住民だけの意志決定に任せられることはない。そこには国家的な政策としての強い要請も含まれ、それに経済的な要因、歴史的な要因も複雑に絡み合ってくるのである。

本稿でとりあげた『川口町丁代文書』は町代の湊屋喜三郎が書き留めたもので、本人自身享保(1716-35)、元文(1736-40)、寛保(1741-43)、延享(1744-47)、寛延(1748-50)、宝暦(1751-63)まで、五度にわたり丁代役を勤めた。この文書は元禄年中、元文年中、宝暦年中の3冊を、享保年中よりの町内日用帳の28冊の内から書き写し綴ったものだとされ、洪水による河岸の決壊やそれに伴う普請の対応について記されている。川口町は、久保田城下南西部、雄物川の支川である太平川、旭川が雄物川と合流する丁度その地点に隣接するかたちでひらけた町であり、地理的には洪水災害に頻繁に見舞われたであろうと推察される。文書には水害をはじめ、川欠に関する記述が数多く見受けられる。

本研究では、「川口町丁代文書」に示された河川への対応、水利・治水技術の評価と、その地域、時代の主流な河川環境観について取り上げ、その理念に触れながら、今後の総合的な治水・利水のあり方、問題点について探ってみた。

【秋田藩,川口町,普請対応】

1. はじめに

人間社会史における時代を越えた、かなり長いタイムスケールで河川というものを捕らえた場合、それらを取り巻く環境というものは、政治構造も含め、地域経済社会からの様々な要因による力を受け変化してきたといえる。それはまた逆に言えば、河川というものを変化発展する動的な存在として位置づけることができ、河川を研究する場合の大事な要素として欠かすことが出来ない視点である。

以上のような観点からも、河川計画は流域全体の環境を考えに入れたものでなければならぬ。それは、地域的な特性はもちろんの事、歴史的な背景も考慮に入れた総合的な計画を要求され、治水的な側面だけに限らず、水利計画においても河川環境の課題が不可分のものとして要請される。

その時代の河川のあり方を決定するのは、その時代の経済社会であり、それを主体的に担う地域住民のはずである。ところが、河川

に投げかけられる諸力の実態は、そこに住む地域住民だけの意志決定に任せられることはない。そこには国家的な政策としての強い要請も含まれ、それに経済的な要因、歴史的な要因も複雑に絡み合ってくるのである。

河川とは社会的、歴史的に形成される造営物であるという視点は重要であろう。そのような視点に立つならば、河川の歴史的な変遷、そこに関わった地域、時代を支配した主流の河川観、土木技術を探ることは、将来における総合的な河川計画を追求するうえでも重要な意義を持つものと考ええる。

本研究では、秋田藩における近世期史料、とくに久保田町記録集「川口町丁代文書」に示された河川対応、水利・治水技術の評価と、その地域、時代の主流な河川環境観について取り上げ、その理念に触れながら、今後の総合的な治水・利水のあり方、問題点について

探るものである。

2. 久保田町記録集「川口町丁代文書」¹⁾ にみられる普請対応事情

(1) 宝永期における普請について

川口町は、久保田城下南西部、雄物川の支川である太平川、旭川が雄物川と合流する丁度その地点に隣接するかたちでひらけた町である。図-1は文政二年(1819)に賀藤景琴という人が写した絵図面で、図に「本図ニハ年号ナシトイヘトモ下タ中山島并ニ銭坐ノアルヲ以考ルニ今ヨリ七十年前ノ図ト見ユ」と書いている。70年前といえば丁度宝暦年間にあたり、この丁代文書の書かれた時代である。この絵図面からもわかるが、ここの地域は雄物川が大きく蛇行して北西に走り、河口港である土崎湊に抜ける現在の秋田運河の南端から約800m旭川を上った所に位置し、地理

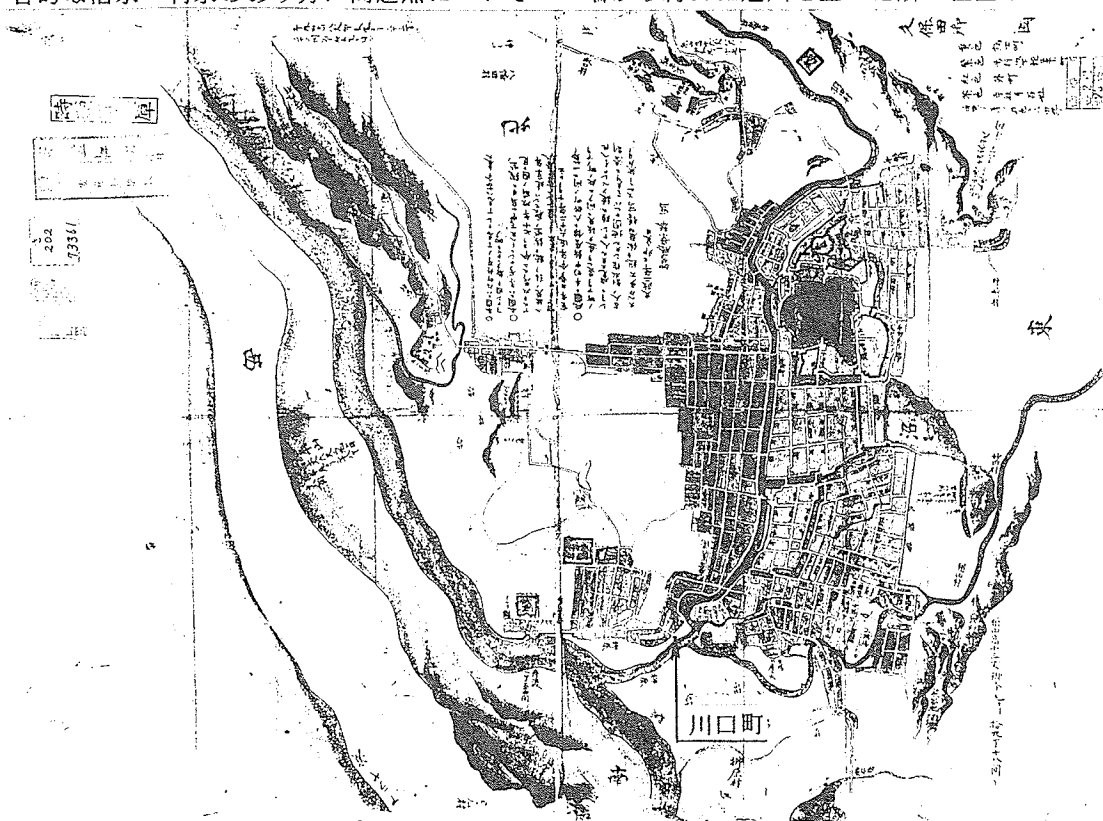


図-1 宝暦期(推定)の久保田城下絵図 (文献5)所収の絵図に加筆)

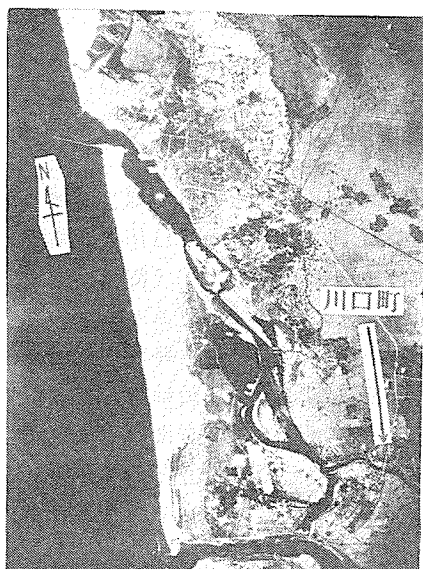


図-2 1948年当時の空中からみた雄物川下
流域の状況 (写真:国土地理院)

的には洪水災害に頻繁に見舞われたであろうと推察される。現に文書には水害をはじめ、川欠に関する記述が数多く見受けられる。

【宝永四年(1707)】

「亥八月十八日辰川がけ御普請御奉行衆大久保仁右衛門殿片岡六郎右衛門殿右御兩人御出御普請ニ取付被成候則右之段庄や殿御町奉行衆御下代衆迄為御知ニ上川口丁代九兵衛同中川口丁代作左衛門罷出候」

「右御普請九月十一日迄ニ相極リ候処ニ同九月十四日洪水ニて川よけわく式つ内壺つ式つ二われ上ノ方へころひ申候志がらミも長サ式拾式三間処深サ一尺五尺迄下江志づミ申候付庄や殿尤両旦那樣へも為御知申上候同九月廿六日ニ右御普請場へ跡御検使御目付土屋藤兵衛殿御検使ニハ清水形右衛門殿御出被成わく川除共ニ御らん被遊当年者御普請成まじく来春可申上候と御申御帰り被成候則庄や殿両旦那樣へも上丁代又兵衛中丁代作左衛門兩人為御知ニ罷出候」

「亥清水形右衛門殿御出被成御申ニ者川欠在所場所悪所故御普請被成置候而も末々こらい可申様ニハ不存候御銀拝領致候者家後へ引込候而如何候哉と御尋被成候ニ付川欠在所衆よび様子承候へ者御銀被下置候様ニ御座候者家後へ引込可申候と申ニ付則家何程宛引込可有之と御見分えつ被成御持参被成候」

普請対応の流れをみると、「八月十八日辰川がけ御普請御奉行衆」が来て「兩人御出御普請ニ取付被成」となっていたが、「右御普請九月十一日迄ニ相極リ候処ニ」またまた、「同九月十四日洪水ニて川よけわく式つ内壺つ式つ二われ上ノ方へころひ申候」等の被害に遭ってしまった様子が書かれているもので、その対策に苦慮している事情が伺える。つまり、「御検使」が「御出被成わく川除共ニ御らん被遊」見聞の結果「当年者御普請成まじく来春可申上候と御申御帰り被成候」となった訳で、普請実施の申請許可の困難さが述べられている。

普請の許認可については、『隄防溝洫志』²⁾でもふれられている。

「公儀ノ御普請ハ目論見帳ヲ認テ指シ出ス¹⁾定式ニテ其期日ハ来春ノ御普請ヲ申シ立ルニ溝洫ノ方ナレハ今年十月限リニ指シ出シ隄防ノ方ハ十一月限リニ御代官ヨリ御勘定所エ指シ出ス¹⁾古來ノ定例ト為リ然ルニ近年御普請ノ事ハ御吟味厳シク為リテ少シ許リノ¹⁾ニテモ御普請役ヲ指シ出タシ見分サセ頗ル目立タル事ニハ必ス御勘定ヲ指シ出サシメ見分セシムル」

普請実施の申請許可は以上のように「吟味厳シク為」ていて、年内中の願いについては「溝洫ノ方ナレハ今年十月限リニ指シ出シ隄防ノ方ハ十一月限リニ御代官ヨリ御勘定所エ指シ出ス」となっているから厳格に決められていたものと思われる。江戸期全体を通しては普請願いが中止させられたり、普請予算の

大幅な削減が行われた時期もあり一様ではない^{3), 4)}。新井白石の建議による勘定吟味役の設置や、普請による「村役」の定式化が行われたのが正徳期(1711-1715)であるから、この丁代文書の記録が宝永四年(1707)という点を考え合わせると時節が丁度財政緊縮に向かう流れになっていたのではないだろうか。正徳三年(1713)の「条々」の二カ条では、治水などの普請の用材に竹木を乱伐することを禁じ、植樹を奨励したこと、そしてもう一つには幕領における堤川除・井堰・坎樋・橋などの普請入用が以前に比べて増えたことをあげているが、他地域においても事情は厳しかったのではないだろうか。

しかし、このように財政緊縮も考えられるような時期にあっても、川口町の場合、木材の陸揚げ地としての拠点であり⁵⁾、藩経済における窓口としての土崎湊⁶⁾にもつながる、言ってみれば藩財政の重要基地のひとつとしての存在であった筈で、普請には特別の配慮があったものと思われる。役人の意向として「川欠在所場所懇所故御普請被成置候而も末々こらい可申様ニハ不存候御銀拝領致候者家後へ引込候」という普請の方針が述べられ段取りがとられてゆく。

「子正月十八日川欠在所家後へ引込申筈被仰渡候就夫御銀請取二而相渡し可申と旦那様御下代衆に被仰遣候に付罷出候へハ則内膳様御證文御渡し被成候付御銀蔵に御銀請取候覚」

一銀百五拾目 甚六 一同三百目 甚三郎
一同百五拾目 弥右衛門 一同五百目 仁兵衛
一同三百目 市左衛門 一同五十目長吉
一同五十目 喜左衛門一同五拾目 喜右衛門
右メ銀老貢五百五拾目請取当年中ニ家普請致候筈被仰渡候

宝永五年子正月十八日 丁代 作左衛門
甚三郎

一五右衛門下屋敷銀百目ニ賣儀ニ候覚但七間表口

内式間口 長吉
同二間口 喜左衛門
同三間口 喜右衛門

右之歩銀十月中 町内へ上ケ申候
宝永四年

以上が「末々こらい可申様ニ」とられた普請の対策で「子正月十八日川欠在所家後へ引込申筈被仰渡候」として「御銀請取二而相渡し可申」となった内訳である。家の立ち退き代として高いか低いかは時代の相場の違いや当時の経済事情等を比較検討してみないと分からないが、逆に「五右衛門下屋敷銀百目ニ賣儀ニ候覚但七間表口」とあるから、これを相場と考えて比較検討してみると普請の総延長が逆算できる。

表-1 家屋移動距離の総延長試算

右衛門下屋敷	7間/百目
甚六 百五拾目	$150 \times 7 \div 100 = 10.5$
甚三郎 三百目	$300 \times 7 \div 100 = 21$
弥右衛門 百五拾目	前同 = 10.5
仁兵衛 五百目	$500 \times 7 \div 100 = 35$
市左衛門 三百目	前同 = 21
長吉 五十目	$50 \times 7 \div 100 = 3.5$
喜左衛門 五十目	前同 = 3.5
喜右衛門 五十目	前同 = 3.5
総延長 百八間半	

これで見ると「川欠在所家後へ引込」の総延長は百八間となり、1間が約1.8mであるから全体で195.3mとなっており、かなり大きな規模の工事であったことが推察される。

川口町の寛文3年(1663)における戸数は上川口29軒、中川口33軒、となっており、それが文化期(1804-17)には上川口42軒、中川口56軒、それに新たに川口新町24軒が加わっている⁷⁾。戸数の変化が単純に増勢ばかりと判断することは出来ないが、江戸期においては社会的な急激な変化はあまり考えられず、漸増

したと考えられる。8軒の家屋の移動は寛文期の戸数と比較した場合でも全体の1割強にあたり、かなり大掛かりな改修工事であったと思われる。

(2) 宝暦期の川欠と普請対応

「宝暦十式歳午九月中町内寄合致川欠場所之儀相談仕候所ニ御 公儀も此三年中御普請等諸願之義延引可申御觸ニ御座候昨去年中も度々洪水ニ而街道脇迄川欠致候間御願之儀延引仕候而御訴之以口上書ヲ申上候相談ニ相極り申候以口上書御訴申上候御事

中川口川欠御普請所川欠仕候ニ付去年中御願申上候所早速御普請被成下候而難有仕合ニ奉存候御事

一右御普請所之外能登屋七郎兵衛下川戸も下濱行間拾四五間余街道脇迄此度之洪水以後殊之外欠込申候依之乍恐御訴申上候以上」

宝暦十式年午九月

中川口丁代 沢潟屋藤右衛門
石井 清六

この時期、普請の申請許可が厳しくなりつつあった点については前にも述べたが、ここでははっきりと「御 公儀も此三年中御普請等諸願之義延引可申御觸ニ御座候」というように記されている。しかしその一部については「早速御普請被成下候」と述べているように実行された。

ところが、「右御普請所之外能登屋七郎兵衛下川戸も下濱行間拾四五間余街道脇迄此度之洪水以後殊之外欠込申候」とあり、被害が広範囲に及び、とくに街道脇まで影響を与えたことが再度の普請申請の理由である。

この文書⁸⁾を追って行くと、次の年の5月に再度申請を行っている。

【宝暦十三年(1763)】

「中川口川欠御普請所川岸十四五間余欠込候右之趣去九月中御訴申上候所ニ右御場所又々欠込只今ニ罷成候而ハ川岸

式拾間余欠込其上上段御持立之土拾五間余り走り流申候而もはや街道之障りも罷代申候故又候御訴申上候以上」

未五月中 丁代 沢潟屋登右衛門
北村 長三郎

これは、再度の普請申請であり、「右御場所又々欠込」の場所がさらに悪化し「只今ニ罷成候而ハ川岸式拾間余欠込其上上段御持立之土拾五間余り走り流申候」というように被害が拡大してしまったものである。

この「御訴申上」を受けて決壊現場の見聞が行われる。

「五月十日町内川欠御普請場所御見分ニ御吟味御役人衆四人御出被遊夫ニ付能登屋七郎兵衛所へ御出右御見分之上御申ニハ川欠中段も上段迄御拵可被下被仰付候夫ニ付喜三郎願申上候ハ罷成申候ハハ川岸も御拵可被下候由左様ニ無御座候得ハ二三年中ニ又々欠込可申候右之通ニ御拵被下候ハハ何とぞ拾年もこらい能罷成可申と願申上候然ハ役人衆御申被成候ハ此度ハ街道脇迄欠込往來之さわり之事故無廻御繕被成シ下候外ニ脇方ニ而ハ一切御普請之儀不罷成候儀ニ御座候間先々此度ハ夫ニ致シ可指置段田崎助之亟様被仰出候依之右之通ニ仕申候尤御中飯指上御吸物御酒共ニ指上申候尤永井彦右衛門殿御出被成候得共御見分前々御申訳被成候而御帰被成候」

御吟味役人衆名所覚

田崎助之亟様 町代 沢潟屋藤右衛門

小野崎仁兵衛様 同 北村 長三郎

久賀屋五郎兵衛様

下川 勘右衛門様

右四人御出被遊尤人足頭老人其外下男四人参候殊ニ下衆之儀ハ勝手ニ而皆々無残中飯振舞申候事

未五月十日 宿のとや七郎兵衛

ここでは被災箇所への対応をめぐって「御

吟味御役人衆四人」と喜三郎⁹⁾との駆引きが興味深い。「役人衆」の「御見分」では「川欠中段より上段迄御拵可被下被仰付」という事であったが、それに対して喜三郎は「川岸より御拵可被下候由」というように「願申上」ている。ここは水害の常習地であり、簡単な河岸の改修では同じ状況の繰り返しになると判断したものであり、「左様ニ無御座候得ハ二三年中ニ又々欠込可申候右之通ニ御拵被下候ハ何とぞ拾年もこらい能罷成」と「願申上」たのであった。

結果として「此度ハ街道脇迄欠込往来之さわり之事故無御繕被成シ下」となったわけであるが、藩の行政庁の立場はあくまでも行政執行のバランスに重点が置かれているのであり、「此度ハ夫ニ致シ可指置」となったのである。ただ本論からは少し外れるが、「中飯指上御吸物御酒共ニ指上申候」という対応は文書の他の箇所にもよく見られ、当時の行政執行の担当者への接待気風は現在にも通じるものがあるように思えて面白い。

この普請は以下に見るように施行されている。

「町内川欠御普請八月十四日より御取掛り被遊候而九月十日出来申候（略）
川欠御普請所へ舟筏付候事一切不罷成候川岸より街道脇迄人足寄せ不申用ニ急度見次可申候尤御普請所家々之前之者ニ敵敷右之段可被申渡候依之街道脇へかこへ置人一切通行仕義不罷成旨被仰渡候」

作業人足数他工事实態の記述はないが、「八月十四日より御取掛り被遊候而九月十日出来」となっているから改修工事それ自体は簡単なものであったと思われる。ただ工事後の管理が厳しい。「舟筏付候事一切不罷成」であり、川岸より街道脇迄人足寄せ不申」と立ち入りを禁じている。工事後における地盤の一定の安定を計ったものと思われる。

(3) 旭川とそれに繋がる泉堰筋の環境保持に

ついて

「泉村堰筋出火等之要水ニも相成候儀ニ候間いつミむら并ニ水懸村々へ被仰渡候然ハ八町より保戸野寺町通へも右堰筋相通候間塵芥等捨置間敷候尤他町より捨置候も見當候ハ遂吟味堰縁等崩又は塵芥等にてても水行之障ニ相成候品有之ハ其屋敷ニ而取上可申候」

「右之趣享保年中被仰渡候所下人致業ニ可有之近年ニ至り塵芥捨置或ハ不浄之雜物も詰候故要水之相成如何程百姓情力を尽し手入致候而も田地不熟既ニ亡所ニ至り候段数度願申出候又ハ去春中も新堰御堀替願ニ付御検使見分も相済候得とも御吟味之詔有之御堀替被指延候仍而此未廻番御目付并村方へも訖度遂吟味候様ニ被仰渡候萬一右体之者見當り候ハ下人は其主人え申段其余ハ屋敷主両隣へ申断可遂披露間此旨向寄りの支配中へ可申渡候以上」

申ノ二月

右之通従御會所被仰渡候ニ付廻番御足輕并ニ御同心へも被仰渡候右之品々向寄之町扱は猶念を入可被申渡候

二月七日

永井 彦右衛門

永井彦右衛門は他の文書には「庄屋」と冠し記されていて、「塵芥等捨置」についてその懸念を述べ、河川・堰すじの浄化について「猶念を入可被申渡」と書き上げている。

ここで記されている「泉村」とは、ちょうど川口町と久保田城下を南北に挟むかたちで旭川の北部中流域に位置し、久保田藩主の菩提所、天徳寺がある所である。そのため、城下の住民は普請等も含め、様々な関わりをもち、文書にも度々名前がでてくる。

この記述をみると、「堰筋出火等之要水ニも相成」という事から当時の堰には一定の水量が確保されていたものと思われ、旭川につながる堰筋が防災上も重要な役割を果たしていたことがわかる。そのため、「堰縁等崩又は

塵芥等にてても水行之障ニ相成候品有之ハ其屋敷ニ而取上可申候」として各家々にも呼びかけている。

また、深刻なのは「近年ニ至り塵芥捨置或ハ不浄之雜物も詰候故要水之相成如何程百性情力を尽し手入致候而も田地不熟既ニ亡所ニ至り」として、耕作地が荒れてしまったことであろう。そのため「新堰御堀替願ニ付御検使見分も相済」として堰筋の変更も計画されている。このような事態は深刻であり、「萬一右体之者見當り候ハ下人は其主人え申段其余ハ屋敷主両隣へ申」として厳重な警戒を呼びかけている。

3. 近世期秋田藩における庶民生活からみた普請対応とその背景

川口町の場合旭川、太平洋の合流点に沿ってひらけた町であり、地理的にも水運にも恵まれた地点に位置する。御新方役所が置かれたところであり、雄物川上流から薪筏によって川下げされたものをここで揚げた¹⁰⁾。旭川は内川とも呼び、近接して多くの船着場があったようである。藩政初期から軍事、経済上の重要な地域で、隣接した新屋地区と川尻地区を結ぶ新川の渡し場前には川口関所が置かれ足輕屋敷もあった¹¹⁾。

以上のようにみてくると、藩庁としても川口町は重要な位置づけをされていた筈であり、これまでみてきたように普請上の対応もそれなりに厳密に行われてきたのではないだろうか。

川口町丁代の喜三郎が「川岸に御拵可被下候由」というように強く「願申上」ることが出来たのも地域的には以上のような背景があるからであり、その他の地域であったならばやはり「御普請ノ事ハ御吟味厳シク」の域を出ず、先送りという事も考えられるのではないだろうか。

さらに、それに加えここは水害の常習地であった。簡単な河岸の改修では同じ状況の繰

り返しになると判断し強い要請を行ったのであろう。丁代として「左様ニ無御座候得ハ二三年中ニ又々欠込可申候右之通ニ御拵被下候ハ何とぞ拾年もこらい能罷成」と「願申上」ることが出来たのも地域、経済上の背景からであったと思われる。

また、宝永期における普請対応にみられるように、役人の意向として「川欠在所場所悪所故御普請被成置候而も末々こらい可申様ニハ不存候御銀拝領致候者家後へ引込候」というような普請の方針は、川口町が政治経済上の重要基地として認められていることの証明でもあろう。

以上述べたような視点は、河川支配のあり方を考える上で重要であろう。つまり、その時代の河川のあり方を決定するのは、その時代の経済社会であり、それを主体的に担う地域住民のはずである。ところが、河川に投げかけられる諸力の実態は、そこに住む地域住民だけの意志決定に任せられることはない。そこには国家的な政策としての強い要請も含まれ、それに経済的な要因、歴史的な要因も複雑に絡み合ってくるからなのであろう。川口町の場合それが顕著であり興味深い。

4. 生活からみた河川環境論

河川環境が論じられる場合、それは生活と結び付けて考えられなくてははいけない。近世期文書に示されたそれはあくまでも生活を基盤においた河川環境浄化のための具体的な行動を指示したものであり、ある意味においては非常に厳しいものがある。それは、「堰筋出火等之要水ニも相成」という防災の面からの河川環境保持であり、そのために堰には一定の水量が確保されていなければならなかったのである。旭川につながる堰筋が防災上も重要な役割を果たしていたのであり、そのため、「堰縁等崩又は塵芥等にてても水行之障ニ相成候品有之ハ其屋敷ニ而取上可申候」として各家々にもそれが義務として告げられているの

である。

河川環境は時代とともに変化するが、しかしここで提起されている観点は今日にもそのまま当てはまるであろう。つまり環境を考える基本的な視点とは生活が基礎であり、そのための環境浄化なのである。

5. おわりに

河川とは社会的、歴史的に形成される造営物であるという視点は重要であろう。そのような視点に立つならば、河川の歴史的な変遷、そこに関わった地域、時代を支配した主流の河川観、そしてそれを基盤とした土木技術の実態を究明することは、土木技術のあり方にまで及び現代にも通じる課題といえる。

秋田藩の河川港としてひらけた、川口町の丁代文書を中心に、そこに繰り広げられた普請上の対応をみてきたが、そこからは様々な視点が浮かび上がりそれは現代にも通じる貴重な教訓も提示したと言える。

本稿では丁代文書にあらわれた普請対応と、いくつかの事例をもとに、当時の河川改修への対応、河川環境の視点、その意義について考察した。しかし、個々の具体的な改修技術まで深めるには至らなかった。今後近世期における資料の収集と、具体的な施工技術について探ることが課題として重要である。

【参考文献および註】

- 1) 秋田姓氏家系研究会：秋田市古文書資料 (Ⅳ) 久保田町記録集『川口町丁代文書』1988.
- 2) 佐藤信有著 宮崎仰条校訂：『隄防溝洫志』名山閣、1875.
- 3) 永原慶二、山口啓二編：『講座・日本技術の社会史』第六巻、土木、日本評論社、PP.227-260、1985.
- 4) 堀野一男：「『隄防溝洫志』に示された治水思想の特徴と河川環境論的位置づけ」、土木史研究、N0.11、土木学会、PP197-204、1991.
- 5) 渡部景一：『図説久保田城下町の歴史』無明社出版、PP132-133、1983.
- 6) たとえば、『土崎郷土史要』（土崎知善：土崎讀書會発行、1920.）によれば「佐竹氏遷封の土崎港は北國七港の一にして」「まず領内においては雄物河上、雄勝平鹿、仙北、河辺、秋田五郡の物貨集散地として発達し河船は常に上下せる」とあり、「当時の輸出品は米、木材、大小豆、干鰯、鰯油類、その他の雑貨にして、主に大阪、神戸及び、瀬戸内海の諸港或は下関等に至り」と書かれている。
- 7) 前掲 5)
- 8) 川口町丁代文書は「萬覚帳」、よろずおぼえ帳という表題がついていていろいろな事柄を記帳したものとする。資料説明には元禄期(1688-1703)から安永期(1772-1780)まで約80年にわたり、川口町の役割や、市井の人々の生活状況や、町触の通達および、寺社の勧進河岸の決壊箇所の改修による家屋の移転などを記録しているとある。
- 9) 文献1)のあとがきによれば、「川口文書」は町代の湊屋喜三郎が書き留めたもので、本人自身享保(1716-35)、元文(1736-40)、寛保(1741-43)、延享(1744-47)、寛延(1748-50)、宝暦(1751-63)まで、五度にわたり丁代役を勤めた。
この文書のあとがきに「湊屋喜三郎書之」と記され、大帳を元禄年中、元文年中、宝暦年中の3冊を、享保年中よりの町内日用帳の28冊の内から書き写し綴ったものだとしている。
- 10) 佐藤清一郎：『雄物川往来誌(下)』、秋田文化出版社、PP194-203、1979.
- 11) 前掲10)